

国 土 建 第 5 2 号
平成 2 8 年 5 月 1 2 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成二十八年熊本地震による災害の発生に伴う建設業法上の特例措置等について

平成 2 8 年 4 月 1 4 日に発生した熊本地震による災害（以下「震災」という。）については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、5 月 2 日付けで公布・施行された平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 2 8 年政令 2 1 3 号。以下「政令」という。）及び同月 1 2 日付け国土交通省告示第 7 3 5 号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第 3 条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第 4 条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、許可の更新の申請等に当たって適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

記

1. 許可の有効期間の延長について（権利利益保全法第 3 条関係）

特定被災地域（平成 2 8 年熊本地震に際し災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく建設業の許可（平成 2 8 年 4 月 1 4 日から同年 9 月 2 9 日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、同年 4 月 1 3 日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年 9 月 3 0 日に延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第 3 条第 3 項の規定に基づき、震災の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、同年 9 月 3 0 日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2. 変更等の届出について（権利利益保全法第4条関係）

震災により、建設業法第11条及び第12条の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が平成28年4月14日から同年7月28日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、同年7月29日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

3. 経営事項審査の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査（平成28年4月14日から同年9月29日までに直近の経営事項審査の有効期間が満了するもの（直近の経営事項審査が平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日を審査基準日とするもの）に限る。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年9月30日に延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、震災の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に期限を経過している場合も含む。）について、同年9月30日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4. 監理技術者資格者証の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域内に住所を有する者に係る第27条の18第1項の規定に基づく監理技術者資格者証（平成28年4月14日から同年9月29日までに有効期間が満了するものに限る。同年4月13日までに更新申請がなされ、かつ、同日までに新資格者証を交付された場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年9月30日に延長することとした。

なお、上記のほか、国土交通大臣は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、震災の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に期限を経過している場合も含む。）について、同年9月30日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

5. 監理技術者講習の受講について（権利利益保全法第4条関係）

建設業法第26条第3項の規定により専任で配置される監理技術者については、震災により、平成28年4月14日から同年7月28日までの間に、直近に受講した建設業法第26条第4項の登録を受けた講習（以下「監理技術者講習」という。）から5年が満了した場合には、政令に基づき、同年7月29日までに受講していれば、専任の監理技術者の配置義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

このため、特定被災地域内に住所を有する者については、監理技術者講習の期限が同年4月14日から同年7月28日までに到来する場合であっても、同年7月29日までの間は、専任の監理技術者として配置しても差し支えないこととし（監理技術者

資格者証は4のとおり別途必要。)、特定被災地域内に住所を有さない者であっても、震災によるやむを得ない事情が認められる場合には本特例の対象として取り扱うこととする。

6. 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出について（権利利益保全法第4条関係）

震災により、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第4条第1項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出（平成28年3月31日を基準日とする届出に限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、同年7月29日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

このため、特定被災地域内に主たる営業所を有する者については、本特例措置の対象として取り扱うこととし、特定被災地域内に主たる営業所を有さない者であっても、震災によるやむを得ない事情が認められる場合には本特例の対象として取り扱うこととする。

7. その他

・ 監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、震災により、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合を含むものとする。

・ 恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、震災により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。